

「未来に向けた対話」映像制作 公募要領

1. はじめに～「未来を選択する会議」とは

- ・ 日本は本格的な人口減少時代に突入しており、このままのスピードで人口減少が進むと、社会や経済、地域、そして国民の生活全般に大きな影響が及ぶことが予想されている。
- ・ こうした中、人口減少社会における「生き方」、「くらし方」、「働き方」を考え、その実現のために必要な社会構造の見直しや一人ひとりの意識改革に向けて、社会の気運醸成に取り組むために、2025年10月27日に「未来を選択する会議」（以下、「本会議」）を発足した。
- ・ 本会議は100名程度の構成員で組織され、経済界、労働界、地方自治体、子育て支援関連団体、若者世代など幅広い層が参画し、シンポジウムの開催、対話・交流、情報発信等の事業を推進している。

<参考>

未来を選択する会議ホームページ

<https://iroiromirai.jp/>

2. 本公募の目的

- ・ 本公募は、「未来を選択する会議」における対話・交流事業の一環として、立場や境遇が異なる者同士であっても、根底にある共通の痛みや願いに気づくことで、未来に向けた合意形成が可能であることを実証する映像を制作することを目的としている。

3. 本公募の留意点

- ・ 本映像制作にあたっては、原則として、本会議に設置された「未来に向けた対話チーム」（以下「対話チーム」）が形式、テーマ、構成、出演者等の監修を行い、提案者は対話チーム及び委託者と連携し、自身が有する知見、経験等を活用し、映像を制作する。
- ・ 企画提案書には、提案者の制作体制や組織ならではの強み、今回の事業目的に資する効果的な映像制作の手法について盛り込むこと。
- ・ 映像の内容に関しては、企画提案の採択後、前述のとおり、対話チーム及び委託者との協議を実施の上、最終的に決定するものとする。そのため、提案者が想定する企画のとおりに制作するとは限らないことに留意すること。

4. 本公募の対象範囲

- ・ 今回の公募では、映像の制作法人（以下「制作法人」）の選定をその範囲とする。
- ・ 本公募で募集する映像作品の仕様は原則として以下のとおりとするが、より効果的な提案がある場合にはこの限りではない。

(1) 形式：以下のとおり2種類の映像を制作する。

ア 映像作品（45～60分）

イ YouTube等に掲載する上記映像作品に係る予告編（数十秒～数分）

- (2) テーマ・構成：人口減少社会問題（社会課題）が自分事化され、立場や境遇が異なる者同士がお互いの考え方や自分の立場等を話し、相互に理解し合う契機となるテーマ・構成であること。
- (3) 出演者：人数の制限は設けないが、映像の制作趣旨、テーマ及び構成を踏まえて適切なキャスティングを行うこと。
- (4) 収録日・収録場所：映像制作のスケジュールに合わせて提案すること。特に収録場所は、本映像の趣旨に沿った適切な場を提案すること。

5. 応募・審査手続き

(1) 応募時の提出書類等について

- ・ 制作法人は、今回制作する映像作品の目的を踏まえた上で考えうる内容等について、企画提案書を委託者に提示するものとする。所定の様式（様式2）、以下の情報について記載するものとする。また、これに加え、制作法人独自の提案書を別葉として添付することを妨げない。
- ◆ 映像作品の内容について
 - ・ 形式
 - ・ テーマ・構成
 - ・ 出演者
 - ・ その他、視聴者が人口減少問題という社会課題を自分事として捉え、立場や境遇が異なる者同士がお互いの考え方や自分の立場等を話し、相互に理解し合う契機となる映像作品の制作に必要な要素、企画内容や手法等について
- ◆ 映像作品の効果的な活用方法及び普及方法について
- ◆ 制作スケジュール・収録場所
- ◆ 制作関連予算・体制
 - ・ 制作法人の実績
 - ・ 映像制作時の体制

(2) 応募にあたっての留意点

- ・ 応募に際しては、別添の様式1「申請書」並びに様式2「企画提案書（別添含む）」に必要事項を記入の上、提出すること。
- ・ タイトな制作スケジュールになることが想定されるため、審査にあたっては納期遵守に向けて重要な関係各所との調整能力や柔軟な企画力等の制作体制を重視するとともに、最終納品に至るまでの間に、若手チーム及び委託者と内容の確認、すり合わせを複数回想定されているかという点も重視する。
- ・ 本映像制作にあたっては、人口減少問題という社会化課題を取り上げ、視聴者に自分事化してもらうだけでなく、立場や境遇が異なる者同士の相互理解を促進する目的があることから、提案者ならではの創意工夫ある企画が提案されることを期待する。

(3) 審査時の評価項目と評価基準について

評価項目	評価基準
企画の適格性・妥当性	・本会議の設立趣旨、取組内容等を踏まえるとともに、今般の映像作品の制作趣旨、活用目的を踏まえた提案をしているか。
企画の独自性	・人口減少という社会課題を多角的に分析し、一定の理解を深めているとともに、今回の映像制作の趣旨でもある、視聴者が自分事として捉え、様々な立場や境遇にある者同士の相互理解を深めるための映像制作を行うにあたっての独自性や創意工夫がみられるか。
実施体制	・納期遵守に向けて滞りなく事業が遂行可能な体制、設備及び人員を確保しているか ・関連機関等との協力・連携のネットワークを確保しているか
予算設定	・事業を遂行する上で適切な予算設定がなされているか
実績	・官公庁や地方自治体、公益財団法人等の公的セクターから映像作品の制作を受託した実績またはそれに類する実績があるか。 ・社会課題を取り扱う映像作品の制作実績があり、かつ、幅広い世代、そして、様々な立場や境遇の人物にスポットを当てた映像作品を作成した実績を有するか。

(4) スケジュール

- 以降のスケジュールについては、下表を想定する。ただし、事業の進捗に合わせて適宜変更が発生することもあるため、対話チーム、本会議事務局等と適宜調整する。

時 期	業務内容
2025年12月23日（火）	企画提案書〆切
2025年12月下旬	審査委員会での検討 受託者確定のご連絡
2026年1月上旬～1月中旬	対話チーム及び発注者（本会議事務局）との方針打合せ
1月中旬～1月下旬	・台本作成 ・出演者・スタッフの決定 ・ロケーションの決定 ・その他制作に必要な事項の準備
1月下旬～2月下旬	撮影
2月下旬～3月中旬	編集
3月中旬	本委託事業関連納品完了

(5) 担当窓口について

未来を選択する会議事務局 ((公財) 日本生産性本部)

〒102-8643 東京都千代田区平河町 2-13-12

電話 : 03-3511-4012 FAX : 03-3511-4067

e-mail : jinko-pro@jpc-net.jp

(6) 企画提案書類の提出

- ・提出期限 : 12月23日(火) 17:00まで
- ・提出先 : 上記(5)
- ・提出方法 : オンラインストレージまたは e-mail

※目安として4MBを超える場合はストレージ送付をお願いいたします。

(7) 公募説明会の開催

- ・次のとおり開催する。

日時 : 2025年12月16日(火) 14:00~15:00

- ・「zoom」によるWEB会議で実施

- ・お申込みは、2025年12月15日(月)午前中までに、上記(5)担当窓口に記載のメールアドレス宛てで、「件名: 説明会参加希望」とし、参加者及び連絡先を記載したメールを送付すること。参加は原則1制作法人最大2名とする。ただし、参加者が多数にのぼる際には、参加者数の調整等が発生することがある。なお、説明会の出欠は本公募の審査には一切関係ないものとする。

(8) 予算について

- ・上記予算は、本事業の遂行に必要な経費及び成果のとりまとめに必要な経費とし、以下のとおり構成される。以下の項目について、委託内容から妥当性の認められる範囲で、制作法人が提案するものとする。具体的な契約金額については、事業計画と予算額の内容を精査の上、決定するものとする。

経費類	内訳
企画運営費	プロデュース費、ディレクション費、台本制作費 等
映像制作費	出演料、機材費、現場収録費、スタジオ収録費、車両費、撮影時交通・宿泊費、編集関連費用 等
一般管理費・経費	その他一般管理費 等

(9) 審査結果について

- 制作法人が提出した上記提案書類を基に、公募審査委員会にて審査を行い、採択先を決定する。なお、審査の結果については、12月下旬以降に企画提案の全提出者に対する通知する。

(10) その他

- 企画提案は、原則として本要領「4. 本公募の対象範囲」で想定される業務を単位に提案するものとする。
- 一度提出された書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。
- 企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- 提出された書類の返却は行わない。
- 提出された書類は、制作法人の選定作業以外には使用しないとする。
- 提出された書類の記載内容を確認するため、本会議事務局より提供法人に問い合わせをすることがある。
- 提出された書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、失格とする。

6. 納品物の検査について

＜納品検査＞

映像作品成果物については、納品期日までに若手チーム、委託者により複数回の内容の確認やすりあわせを行うものとする。

制作法人からの映像作品等成果物が提出され、若手チーム、委託者における確認作業が完了した時点で完了したものとする。

＜納品形式＞

成果物のファイル形式は原則 mp4 形式を想定しているが、詳細は制作法人が決定した後に、改めて協議して決定する。

＜納品期日＞

2026 年 3 月 27 日（金）

7. 契約期間（事業実施期間）

- 契約締結日～2026 年 3 月 31 日（月）

なお、本委託業務に係る経費負担については、委託業務の契約の締結日以降から委託業務終了日（2026 年 3 月 31 日）までに支出が発生するものを対象とする。

8. 映像作品の法的権利について

- ・ 映像作品の著作権は、原則として委託者に譲渡される。
(協議の結果、著作権を譲渡することが適当でない場合は例外)
- ・ 第三者が権利を有する「著作物」を使用する場合には、著作権、肖像権等に適切な注意を払い、仮に第三者が権利を有する「著作物」を使用する場合には、当該著作物の使用に関する一切の手続きを制作法人側で行う。
- ・ なお、上記処理に関する違反が発覚した際には、映像作品は公開を停止した上で、問題に関する一切の責任を制作法人が負うものとする。